

日光市立東原中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は東原中学校 P T A といい、事務局は東原中学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は父母と教職員が協力して、家庭、学校、社会における生徒の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) よい父母、良い教職員となるように努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の生活指導に努める。
- (3) 生徒の生活環境を良くするように努める。
- (4) 生徒の学習環境を良くするように努める。
- (5) 教育の振興に関する調査研究並びに資料の収集に努める。
- (6) その他、本会の目的をとげるための活動に努める。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本趣とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒や青少年の教育や福祉のために活動する。また、他の団体や機関と協力する。
- (2) 会員の総意に基づいて、父母と教職員が会員として、同等の立場で運営される。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよる活動や、利益を目的とした行為を行なわない。
- (4) 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は本校に在籍する生徒の父母または、これにかかわる者と教職員をもって構成し、会員は全て平等の権利と義務を有する。

第 5 章 役員とその任務

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (P 会員)
- (2) 副会長 4 名 (P 会員 3 名・T 会員 1 名)
- (3) 事務局長 1 名 (T 会員 1 名)
- (4) 書 記 3 名 (P 会員 2 名・T 会員 1 名)
- (5) 会 計 3 名 (P 会員 2 名・T 会員 1 名)

第 7 条 役員は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

第 8 条 役員任期は、1 年とする。但し再任は妨げない。また、途中で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 役員職務は次の通りとする。

1. 会 長

会長は本会を代表し、会務を総括し、会の運営にあたる。

2. 副会長

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3. 事務局長

事務局長は、事務一般を処理する。

4. 書 記

書記は、各種会議の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。

記録文書、通信、その他書類を整理保管する。

5. 会 計

(1) 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

(2) 年度末役員会において、会計報告をする。

(3) 定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算を報告する

(4) 本会の財産を管理する。

(5) 予算の立案について協力する。

第10条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が委嘱し、この会の諮問に答える。

第6章 会計監査委員

第11条 この会の経理を監査するために、2名の監査委員を置く。

第12条 会計監査委員は、役員選考委員会において選考し、総会の承認を得る。

第13条 会計監査委員は必要に応じ、臨時会計監査をすることができる。

第7章 会 議

第14条 会議は、定期総会、臨時総会とし、その他の会議は別に定める。

第15条 定期総会は、年1回開き決算報告及び事業報告、役員改選、予算、事業計画、その他必要事項を議決する。

第16条 臨時総会は、会長が必要と認め、会員の3分の1以上の要求があるときに開く。但し、緊急を要するときは、運営委員会をもって代行することができる。

第17条 総会の議長は、前第2学年委員長と前第1学年委員長の2名の方を議長団とする。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。別に定足数は設けない。

第8章 役員を選考

第19条 役員を選出するときは、役員選考委員会を置く。

第20条 役員選考委員会の委員の数と選出方法は、細則で決める。

第21条 役員選考委員はその任務を終了したときに解任される。

第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は、役員、常置委員長、学年委員長、支部委員長によって構成される。

第23条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 常置委員会、学年委員会、支部委員会において、立案された事業計画を検討する。

(2) 総会に提出する報告書、議題を審議する。

(3) 総会において決議された事務を処理する。

(4) その他、必要とする事項を決議する。

第10章 常置委員会及び臨時委員会

第24条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するため常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は、細則で決める。

第25条 特別な事項について必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について必要な事項は、細則で決める。

第 1 1 章 学年委員会

第 2 6 条 学年委員会は、学年ごとに組織し、本会の趣旨に反しないかぎり学年や学級の独自の活動ができる。学年や学級の活動について必要な事項は細則で決める。

第 1 2 章 支部委員会

第 2 7 条 支部委員会は、支部ごとに組織する。支部委員会の活動について必要事項は細則で決める。

第 1 3 章 経 理

第 2 8 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 2 9 条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて運用される。

第 3 0 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 3 1 条 この会の会費は月額 5 0 0 円とする。

第 3 2 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 4 章 改 正

第 3 3 条 この会則は、総会において、3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は前もって全会員に知らせなければならない。

第 1 5 章 付 則

第 3 4 条 この会則において、役員等の任期 1 年とは、定期総会から次の定期総会までの期間をいう。

第 3 5 条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しないかぎり、役員議決で定める。細則を設定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 3 6 条 この会則は、昭和 5 8 年 5 月 2 7 日 決定
この会則は、昭和 5 9 年 4 月 1 7 日 一部改正
この会則は、平成 8 年 4 月 2 6 日 一部改正
この会則は、平成 1 4 年 4 月 2 6 日 一部改正
この会則は、平成 1 6 年 4 月 2 8 日 一部改正
この会則は、平成 1 8 年 4 月 2 6 日 一部改正

糸 田 貝 川

第 1 章 役員・会計監査・並びに役員選考委員の選出・就任

第 1 条 役員、会計監査委員の選出及び就任は、次のとおりとする。

(1) 役員選考委員は、下記により構成する。

- ① 各学年の会員から 1 名ずつ。
- ② 教職員の会員から 1 名。
- ③ 常置委員長から 3 名。
- ④ 支部長から 2 名。
- ⑤ 本部役員から 1 名。

(2) 役員選考委員は、学校から新 1 年生の父母の名簿の提出を受け、選考の資料とする。

(3) 選考の結果、その氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない。

第2章 常置委員会及び臨時委員会

第2条 常置委員会として次の委員会を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 厚生委員会
- (3) 交通指導委員会
- (4) 校外指導委員会
- (5) 広報委員会

第3条 臨時委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第4条 常置委員会の委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第5条 各常置委員会の委員及び臨時委員会の委員は、会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

第6条 常置委員会の委員長の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。委員長は、その委員会を代表し、それに属する事務を管理する。

第7条 常置委員会及び臨時委員会は、会長の承認を得て必要に応じ又は、会長の要請のあった時に開催する。

第8条 各常置委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

第3章 学年委員会

第9条 この会に下記の学年委員会をおき、会の目的に反しないかぎり独自の活動をする。

第1学年委員会 第2学年委員会 第3学年委員会

第10条 学年委員会は、各学級ごとに4名選出して構成する。

第11条 委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第12条 委員長の選出は、委員の互選による。

第13条 学年会は、会長の承認を得て必要に応じ、または、会長の要請があった時に開催する。

第14条 学年委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

第4章 支部委員会

第15条 この会に下記の支部委員会を置く。

小倉町5丁目支部・平町支部・原町支部・平ヶ崎支部・中平町支部
緑町支部・千本木支部・吉沢支部・室瀬支部・土沢支部

第16条 支部委員は、支部長、副支部長があたり、地区会員の互選による。

第17条 支部委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第18条 支部委員会は、会長の承認を得て必要に応じ、又は、会長の要請があったとき開催する。

第19条 支部委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

第5章 緑化委員会

第20条 この会は校内の環境緑化を推進するために設ける。

会の構成は次のとおりとする。

本部役員・支部長・厚生委員長・厚生副委員長

第21条 この会は、任務が終了したとき解散する。

付 則 この細則は、昭和58年5月27日から実施する。

付 則 この細則は、昭和62年5月1日から実施する。

(別 表) 常置委員会の所管事項

1. 研修委員会
 - (1) 会員研修の計画、実施に関すること。
 - (2) 会員の教養向上に必要と思われる事項。
2. 厚生委員会
 - (1) 会員及び、生徒の福利厚生に関すること。
 - (2) 会員のスポーツ、レクリエーション等に関すること。
3. 交通指導委員会
 - (1) 生徒の交通安全指導に関すること。
 - (2) 交通安全思想の普及に関すること及び、関係機関団体との連携。
4. 校外指導委員会
 - (1) 生徒の校外における生活指導に関すること。
 - (2) 非行、危険等の防止に関すること及び、関係機関団体との連携。
 - (3) 地域の教育環境の改善に関すること。
5. 広報委員会
 - (1) 広報紙の編集、発行に関すること。
 - (2) 地域社会、関係機関団体の情報の収集及び、交換に関すること。

(別 表) 学年委員会の所管事項

1. 学級や学年の問題点に関すること。
2. 常置委員会、支部委員会の機能を補完し、拡充する。
3. 家庭における教育に関すること。

(別 表) 支部委員会の所管事項

1. 支部における問題に関すること。
2. 本会の運営に関する情報等の伝達及び、各支部の情報の収集、報告等に関すること。
3. 常置委員会、学年委員会の機能を補完し、拡充する。